

【本格運用】賃貸取引におけるIT重説

資料 2-5-2

- 社会実験を経て、平成29年10月より本格運用開始。
- すべての宅建業者・宅建士について実施マニュアルに基づくIT重説の実施が可能（事前登録等は不要）。
- 本格運用開始以降、IT重説専用のシステムサービスを提供する主な事業者による専用システムを介して実施されたIT重説の実施件数の合計（累計）は102,506件（令和2年7月末日現在）。

【社会実験】①売買取引におけるIT重説、②賃貸取引における重要事項説明書等の電子書面交付

● 実施期間、登録事業者（宅建業者）

- ① 売買取引におけるIT重説【780社】
 法人間売買取引（H27.8.31～R2.9.30）
 個人を含む売買取引（R1.10.1～R2.9.30）
 ※R2.8.28付で実験期間を当面の間延長することを決定。

- ② 賃貸取引における電子書面交付【119社】
 電子書面交付
 （R1.10.1～R1.12.31、R2.9.1～R3.3.31）

● 活用する情報ツール

- 【電子書面の交付】電子署名サービス等を利用
 【IT重説の実施】テレビ会議システムやテレビ電話（スカイプ）等

● 検証方法：アンケート調査を実施

- <重説直後に実施>説明の相手方、宅建士
 <3か月後【売買のみ】>説明の相手方、宅建士、売主



【説明画面イメージ】

実施方法（赤字は電子書面交付の社会実験にのみ適用される項目）

実施前の責務	実施中の責務	実施後の責務
<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意書の作成・取得 ○ 重要事項説明書等の事前送付 ○ 重要事項説明書等の電子書面の作成・交付 ○ IT環境の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 録画・録音の実施 ○ 宅建士証の提示 ○ 説明の相手方の本人確認 ○ 電子書面交付されたファイルの確認 ○ 電子書面交付による説明 ○ IT重説の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報管理 ○ 実施報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期報告(月次での実施回数) ・ 随時報告(トラブル等) ○ アンケートの回収 ○ 国土交通省等への資料提出等の対応

※宅建士が記名押印した重要事項説明書等の書面（紙）の送付は必ず行う。

IT重説及び電子書面交付に係る社会実験の全体スケジュール

